

25. 宇陀市有害鳥獣捕獲共同取組事業補助金

1. 趣旨・目的

有害鳥獣による農林産物への被害防止を図ることを目的とします。

2. 事業内容

内容

有害鳥獣（イノシシ及びニホンジカ）による農林産物への被害防止を図るため、自主的に有害鳥獣の捕獲体制を整備し、捕獲活動を行う団体に対する補助を行います。

対象団体

自治会、農家組合

対象事業

- ① 猟銃免許を受け有害鳥獣捕獲を行う人材を育成し、被害を防止するための体制を整備する経費
- ② 新たに猟銃免許を受けた者2人を含む3人以上の狩猟免許を受けている者が共同でわなを管理する経費
- ③ 有害鳥獣を適正に処理するための経費
- ④ 大量捕獲装置を購入するための経費

公募時期

R6年4月1日～R6年11月30日（④は、前年度に事前協議が必要）

補助額

- ① 40,000円を超えない範囲内の額
- ② 40,000円を超えない範囲内の額
- ③ 成獣1頭につき、30,000円以内の額
- ④ 大量捕獲装置の購入に要した経費の額

問合せ先

農林商工部 農林課
電話：0745-82-3679（IP:0745-88-9090）

